

平成27年度 第2回

恵庭市国民健康保険運営協議会

議 事 録

平成28年2月12日（金）16時30分開会
恵庭市役所 3階 第2・第3委員会室

平成 27 年度第 2 回恵庭市国民健康保険運営協議会

1. 日時

平成 28 年 2 月 12 日（金） 16 時 30 分～17 時 00 分

2. 会場

恵庭市役所 3 階 第 2・第 3 委員会室（恵庭市京町 1 番地）

3. 出席者

【運営協議会委員】（8 名出席 2 名欠席）

（1）公益代表

川股 洋一（会長）、佐山 美恵子（会長代行）、猪口 信幸

（2）被保険者代表

小柳 一隆、神田 美佐子、大貫 司

（3）保険医又は薬剤師代表

平中 良治、貝嶋 光信

※欠席委員／島田 直樹（保険医代表）、木原 雄二（被用者保険等保険者代表）

【事務局（恵庭市）】

副市長、保健福祉部長、保健福祉部次長、国保医療課長、
納税課長、各担当主査

4. 議事録署名委員

神田 美佐子（被保険者代表）、猪口 信幸（公益代表）

5. 審議事項

議案第 1 号「平成 27 年度国民健康保険特別会計決算見込み」について

議案第 2 号「平成 28 年度国民健康保険特別会計予算（案）」について

6. 閉会

1. 開会

○保健福祉部次長の進行により開会

(島田委員、木原委員欠席の報告あり)

2. 会長挨拶

○川股会長

国民健康保険運営協議会の開催にあたり一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しいところご出席いただき誠にありがとうございます。

本日の議題は、「平成27年度恵庭市国民健康保険特別会計決算見込み」、「平成28年度恵庭市国民健康保険特別会計予算案」の2件についてのご提案でございます。

新年度予算案につきましては、国保税限度額の引き上げ及び低所得加入者に対する法定軽減基準額の見直しを含め審議いただくこととなります。厳しい国保財政の今後を見通すうえで、重要な議題と捉えておりますので、委員各位の慎重な協議をお願いいたしますとともに、本日の議事運営について、よろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます。お願い申し上げまして、はなはだ簡単ではありますが、開会の挨拶といたします。

3. 副市長挨拶

○北越副市長

本日は、大変お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日の運営協議会の議案は、国保会計における「平成27年度の決算見込み」及び「平成28年度の予算案」の2点となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

また、平成30年度の国保運営の都道府県化に向けては、当初よりは遅れましたが現在都道府県単位で検討会議が開催されております。本市としましても、スムーズな移行に向けて情報収集を怠らず、すみやかな移行にむけて動向を注視しながら対応して参りたいと考えております。

最後になりますが、国保会計は相変わらず極めて厳しい運営状況下にあります。審議を通しまして、国保財政への一層のご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

4. 議事録署名委員の選出

○川股会長から「神田委員」と「猪口委員」を指名（全員承認）

5. 議案審議 議案第 1 号 平成 27 年度国民健康保険特別会計決算見込み

○事務局（大西国保医療課長）

国保医療課長の太西でございます。よろしくお願いいたします。

最初に、資料の確認をさせて頂きたいと思います。

「議案」と「平成 23 年度から平成 27 年度の国民健康保険医療費状況」の 2 つの資料となっております。

それでは「議案第 1 号」平成 27 年度国民健康保険特別会計決算見込みについてご説明いたします。

平 27 年度の決算見込みですが、予算との増減が大きい科目について説明させていただきますのでご了承願います。

はじめに「歳出」について説明いたします。議案の 2 ページ右側をご覧ください。

「保険給付費」につきまして、国保被保険者の高齢化及び医療の高度化等の影響もあり、「一般の療養給付費」は高止まりの傾向にありますが、当初予算額に対し約 3,200 万円の執行残が生じる見込みとなっております。「退職分の療養給付費」につきましても、一般から退職への資格の振替を継続して行っておりますが、対象者が減少していることなどから、約 2,300 万円の執行残となる見込みであります。

「一般及び退職分の高額療養費」につきましても療養給付費と同様に、当初予算額に対しそれぞれ約 800 万円、約 700 万円の執行残が生じる見込みです。

国保会計歳出の約 6 割弱を占める「保険給付費」の支出の伸びが、国保会計を圧迫する最大の要因になっておりますが、今年度につきましては各科目につきまして当初予算額内での執行が図れる見込みであり、ここ数年の前年度を上回る支出傾向に対し被保険者数の減少、特定健康診査の実施及びジェネリック医薬品の普及などにより一定の歯止めがかかったものと考えております。

次に、「後期高齢者支援金」につきましては、国からの支援金の額の確定時におい

て当初予算額に不足が生じたので、第1回定例会において128万9千円の補正予算を計上し対応することとしております。

次に、「前期高齢者納付金」につきましても、国からの納付金の額の確定時において当初予算額に不足が生じたので、第1回定例会において7万8千円の補正予算を計上し対応することとしております。

次に、「介護納付金」につきましては、国からの納付金確定額が納付金算定に用いる単価や係数が当初予算算定時に用いた数値より引き下がったことにより減額となり、約2,500万円の執行残となる見込みであります。

次に、「共同事業拠出金」ですが、「高額医療費」「保険財政安定化」の両事業とも、拠出金算定の基礎となる北海道国民健康保険団体連合会が算出した北海道全体の拠出金対象医療費が当初見込み額より減額となることに伴い、双方合わせて約5,000万円の執行残となる見込みであります。

次に「特定健診審査事業費」につきましては、予算編成時において健診受診率を25%で予算計上いたしました。年々受診者数は増加しておりますが、目標に掲げた受診率を若干下回る見通しであり、約300万円の執行残を見込んでおります。

次に「諸支出金」ですが、平成26年度の国庫支出金の療養給付費負担金の精算による返還、同じく平成26年度の特健康診査に対する国庫支出金及び道支出金の精算による返還が生じ、これらの返還金分の支出により約4,000万円が不足する見込みとなっておりますので、第1回定例会において補正予算を計上し対応することとしております。

次に左側の「歳入」についてご説明いたします。

まず「国保税」ですが、収納率は平成 26 年度と比較し上昇しており、一般分の現年度分においては納税課による収納率向上対策により 93%台後半に達する見通しであります。しかしながら、被保険者数の減少及び所得の落ち込み、併せて法定軽減の拡充等もあり税額自体が減少しており、予算に対し約 6,800 万円の減収となる見込みであります。

なお、国保税の調定額・収納率等については、議案 4 ページに集約してございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

次に「国庫支出金」ですが、平成 26 年度の赤字決算に伴う繰上充用措置による歳入財源として「療養給付費負担金」に 1 億 5,000 万円を補正した影響等により予算比約 1 億 8,800 万円の減収となる見込みであります。「財政調整交付金」は予算現額とほぼ同額が交付される見込みであり、国庫支出金全体では、予算比約 1 億 9,000 万円の減収を見込んでおります。

次に「療養給付費交付金」につきましても、平成 26 年度の赤字決算に伴う繰上充用措置による歳入財源として 1 億円を補正した影響から、予算に対しほぼ補正額と同額の約 9,700 万円の減収を見込んでおりますが、今後、年度末において歳出側で説明した一般から退職への振替に伴う退職分の医療費の増が見込まれ、追加交付も想定されるため、減収額は圧縮される見込みであります。

次に「前期高齢者交付金」は、当該年度の概算交付額に前々年度の精算分を含めた形での交付額となりますが、当初予算より約 3,400 万円の増収となる見込みであります。

次に「道支出金」は、「財政調整交付金」が当初予算算定額を過大算定したことで交付金申請における対象経費の減により約 2 億 2,700 万円の減収となる見込みであります。

次に「共同事業」の2つの交付金につきましては、対象となる医療費の増加に伴い「高額医療費」分が約1,800万円、「保険財政安定化」につきましても当初予算比においては約8,000万円の増収となっておりますが、「保険財政安定化事業」につきましては平成26年度の赤字決算に伴う繰上充用措置による歳入財源として約1億5,500万円を補正した影響から、予算現額比において約7,500万円の減収となる見込みであります

次に「繰入金」につきましては、予算現額より約7,000万円の増収となっておりますが、繰入金として納入される低所得被保険者に対する国保税の法定軽減措置に対する財源措置が国による保険者支援制度拡充により増額となったことによるものであります。増額分につきましては、第1回定例会において補正予算措置し対応することとしております。

以上、歳入決算見込み額の81億1,812万円に対し、歳出決算見込額は85億2,016万円となり、平成27年度 国民健康保険特別会計決算見込みは、下段に記載のとおり約4億200万円の赤字となる見込みであります。なお、赤字額には平成26年度の赤字決算における繰上充用額3億8,387万1千円が含まれておりますので、単年度収支においては約1,800万円の赤字を見込んでおります。

ただし、今後の医療費の動向や国保税の収納状況、また国や北海道からの交付金等の決定額によっては、赤字幅において増減することが想定され、結果、黒字決算となる可能性も含んでいることを申し添えさせていただきます。

以上、平成27年度国民健康保険特別会計決算見込みについてご説明申し上げましたが、3ページの「各区分別の決算見込み」、4ページの「国保税収納状況」、及び別添資料の「平成23年度から平成27年度の国民健康保険医療費状況」については、時間の関係上、説明を省かせていただきますので、のちほどご確認いただく事でご了承願いたいと思います。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

<質疑応答>

○川股会長

ただいま、議案第 1 号について説明がございましたが、このことについて質疑はございませんか。

○貝嶋委員

歳出のほうで療養給付費の執行残が結構あったということですが、これは件数も、単価も下がったということですか？

○事務局（大西国保医療課長）

被保険者数が減っておりますので、受診される件数も減っています。逆に単価は上がっていると思います。被保険者数は右肩下がりです。毎年かなり下がってきています。

○貝嶋委員

恵庭市民の方が恵庭市内で受診しているのか、市外の医療機関からの請求もありますよね。市内での受診か市外の受診かわかるものでしょうか。

○事務局（大西国保医療課長）

以前もご質問されていたので、調べたんですが、今あるKDBシステムでは市内市外の区分けはできませんでしたので調べることは難しい状況です。

○貝嶋委員

今回の議題とは直接関係ないのですが、今、地域医療構想というのがありまして、医療圏ごとに病院や医療機関が成果を報告して地域の実情とあわせるように行政が指導して都道府県ごとに行われるようになってきていまして、ひとつの単位が「二次医療圏」というところで、恵庭は「札幌医療圏」というものに属しますから、札幌市という大きなところとくっついた江別石狩などと同じ構想の中で動かなければならない。恵庭千歳北広島という地域の独自性をアピールしないとならないので、行政が決める「二次医療圏」には札幌という大きな病院のあるところにどのくらい患者が行っていて、恵庭の人がこの地域でどのくらい受診があるかという実情がわかるというのですが。私としては、恵庭と千歳の中で一つの完結した医療圏があり、高度医療は札幌に求めています、いわゆる一般的な地域医療や訪問医療としてはこの中で完結しているのではないかと思います。市内、市外の受診がわかると、地域医療構想の客観的データになるのですが。

○事務局（大西国保医療課長）

全道的にそのような話がでているのであれば、国保連合会に対し各市町村からそのような声が上がってくるのではないかと思いますし、統計担当部署にも投げかけたいと思います。

○貝嶋委員

そうじゃないとなかなか医療構想がすすまないと思います。

○事務局（大西国保医療課長）

早急にはたらきかけていきたいと思います。

○川股会長

ほかに質疑はありますか。（「なし」の声あり）

なければ、議案第 1 号は承認することにといたしたいと思います。

議案第 1 号については承認されました。

つづきまして、議案第 2 号 平成 28 年度国民健康保険特別会計予算（案）について事務局より説明をお願いします。

○事務局（大西国保医療課長）

続きまして、議案第 2 号の平成 28 年度国民健康保険特別会計予算案についてご説明申し上げます。

制度等の説明も記載されておりますので、6 ページ「議案第 2 号（参考資料）」にて説明したいと思います。また、各科目の詳細は 5 ページの「議案第 2 号」にありますので合わせてご確認願います。

まず右側の「歳出」を説明いたします。

始めに「総務費」であります。職員の異動等に伴う人件費の減により、対前年度比 491 万 9 千円の減となっております。

次に「保険給付費」であります。対前年度比で 1,184 万 9 千円の増となっております。

ます。昨年、一昨年の保険給付費実績に基づき予算計上しており、一般被保険者分の療養給付費及び高額療養費については双方合わせて対前年度比で 4,665 万 1 千円の増を見込んでおりますが、退職者分につきましては被保険者数の減少率や今年度の決算見込みから勘案し、2,900 万円の減としております。

次に「後期高齢者支援金」は、対前年度比で 522 万 5 千円の増となっております。同支援金は、国から示される単価に対象人数を掛けるなどして概算額が算出されます。単価は毎年上昇しており対象となる被保険者数は減少していますが、概算額自体は増となる見込みであり、前々年度の精算における過払い分を概算額と相殺し算出したものであります。

次に、その三つ下の「介護納付金」につきましても、対前年度比で 6,681 万 6 千円の減となっております。同納付金も後期高齢者支援金と同様に国から示される単価に対象人数を掛けて概算額が算出されます。単価は毎年上昇しておりますが上昇率がゆるやかになっており、対象となる被保険者数が減少しているため概算額自体減となり、さらに前々年度の精算分においても過払いが生じる見込みであり、総体として減額を見込んだものであります。

次に「共同事業拠出金」につきましては、「高額医療費共同事業」「保険財政共同安定化事業」の 2 事業合計で対前年度比 6,092 万 5 千円の増となっております。

予算額につきましては、事業主体であります北海道国民健康保険団体連合会から通知された拠出金決定額を基に計上しており、高額医療費共同事業が 2,181 万 6 千円の増、保険財政共同安定化事業が 3,910 万 9 千円の増となったためであります。

次に「特定健康診査事業費」ですが、平成 28 年度の特定健診受診率を 30%で見込み、この受診率に応じた受診委託料を算定しておりますので、対前年度比 752 万 2 千円の増となったものであります

なお、平成 25 年度より特定健診受診時の自己負担分を無料化し、受診に向けた啓

発等も行っており、年々受診率は向上してきておりますが、北海道平均受診率からは若干低い状況となっております。平成 28 年度においても更なる受診率向上に向けた取り組みを強化し、被保険者の発症予防及び重症化抑制を図り医療費抑制につなげていきたいと考えております。

次の「保健事業費」につきましては、インフルエンザ予防接種助成対象者（65 歳以上）の増に伴い同助成事業費が増額となることが見込まれるため、対前年度比 101 万 1 千の増を見込んでおります。

続きまして、左側の「歳入」について説明させていただきます。

まずは平成 28 年度の「国保税」ですが、現在平成 26 年から平成 28 年度の 3 ヶ年において「医療分」の税率・単価を見直しておりますが、平成 28 年度は段階的引き上げの最終年度となります。

議案 12 ページの制度改正に関する資料をご覧ください。

低所得世帯に対する国保税の法定軽減について、5 割軽減及び 2 割軽減に対象となる判定所得額が引き上げられ、平成 28 年 4 月 1 日より適用となる予定であります。

また、1 年遅れの実施となりますが、国が平成 27 年度より国保税の限度額について医療分と後期分において 1 万円ずつ及び介護分において 2 万円の計 4 万円を引き上げていることから、この部分につきましても平成 28 年 4 月 1 日からの施行を予定しております。

なお、本日も承認いただけましたら、この内容にて第 1 回定例市議会に「恵庭市国民健康保険税条例」の一部改正案を提出する予定であります。

議案にお戻りいただきたいと存じます。

「国保税」の予算額ですが、税率及び賦課限度額の引き上げにより、被保険者は減少傾向にありますが対前年度比で 2,634 万 4 千円の増を見込んでおります。国保税

算定の詳細は、議案の 8 ページ以降にそれぞれの区分別に載せておりますので、のちほどご確認いただければと思います。

次に「国庫支出金」ですが、対前年度比 1 億 3,833 万 4 千円の減となっております。

この要因は、2 つ下の前期高齢者交付金の増額に伴い、国庫支出金交付対象経費が減となる見込みであることが主なものであります。

次に「療養給付費交付金」は、対象となる退職被保険者の減少及び対象となる医療費自体も減少傾向にあるため、対前年度比で 2,066 万 1 千円の減を見込んでおります。

次に「前期高齢者交付金」は、対前年度比 2 億 5,276 万 6 千円の増を見込んでおります。同交付金も当該年度の概算額に前々年度の精算分を含めた形で交付額が算出されますが、概算額算定において国保被保険者は減少傾向にあるものの前期高齢者とされる 65 歳以上 74 歳までの被保険者は増加傾向にあり、かつ、前期高齢者に対する保険給付費も増加傾向にあることから、概算額は対前年度比 1 億 7,300 万円の増が見込まれ、さらに前々年度の精算分においても 7,976 万円の過小交付となる見込みであり、過小交付分が概算額に加算される見込みであることから大幅な増を見込んだところであります。

次に「道支出金」は、対前年度比で 2 億 4,087 万 6 千円の減となっております。

要因としましては、さきほど平成 27 年度決算見込みにおいても説明いたしました、平成 27 年度の予算算定において財政調整交付金を過大算定したことが影響しております。今年度の予算額につきましては平成 27 年度の交付状況から勘案し算定しております。

次に「高額医療費等共同事業交付金」は、「高額医療費共同事業」と「保険財政安

定化事業」の2事業合計で、対前年度比で5,540万6千円の増となっております。

要因といたしましては対象経費となる一般被保険者の医療費の増加分を見込んだものであります。

次に「繰入金」は、対前年度比8,000万円の増となっております。増となった要因は国の保険者支援制度拡充対策による低所得被保険者の国保税法定軽減措置への財源措置に対する増額分として5,400万円、国保事業に対する財政安定化支援への交付税に対する増額分として2,600万円を見込んだことによるものであります。

以上が、平成28年度国民健康保険特別会計予算案の歳入・歳出の説明でしたが、総額は82億2,925万9千円となり、平成27年度予算に対しまして1,517万9千円(0.18%)の増となっております。

なお、新年度予算算定に要する国からの単価・係数等は、予算編成期間中には通知されなかったため見込み値で算出しております。このため新年度に入り確定納付額が示された際に、当初予算額において不足が生じる場合も考えられますので、その際は補正予算等に対応していきたいと思っておりますのでご了承願います。

以上、まことに簡単ではございますが、平成28年度国民健康保険特別会計予算案について説明申し上げました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○川股会長

議案第2号について説明がございましたが、このことについて質疑はございませんか。

○貝嶋委員

初歩的な質問で申し訳ないですが、税収のところで、対象者は減っているけれど歳入の見込みは増額しているのですか。

○事務局（大西国保医療課長）

税率を引き上げさせてもらっているので一人当たりの単価があがっています。

○事務局（船田保健福祉部長）

3年間で税率を少しずつ上げる、平成28年度が3年目ということになります。3年間で北海道の平均くらいまで引き上げさせていただいたことになります。

○川股会長

ほかに質疑ございませんか。

議案第2号は承認されました

「その他」について、皆様方から何かございませんか。

（「ありません」の声）

では本日の審議についてはこれで終了させていただきます。慎重なご審議ありがとうございました。